

地区内残留地区について（注意事項）

新河岸1～3丁目、高島平6～9丁目、蓮根3丁目、舟渡4丁目、三園2丁目は、「地区内残留地区」に指定されており、避難場所に避難することを要しない地区になるため、避難場所を案内板に掲載する必要がありません。

※「地区内残留地区」とは

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として、東京都が指定した地区。

地区内残留地区の避難場所案内板の文章については、以下のとおり記載してください。

災害時避難場所案内板

●地震等の災害により、住居が住めなくなったり、住むことが危険な場合には区立の小中学校等が避難所となります。

※避難所は生活環境の整った場所であるとは限りません。自宅建物に被害（倒壊危険、火災など）がない場合は、住み慣れた自宅にとどまり生活してください。

避難は最後の手段です。

災害に備え、日頃から水や食料・日用品などの準備を各家庭で行ってください。

【地図】前ページ「災害時避難場所案内板作成例」を参考に、地図を作成してください。（避難場所の掲載は必要ありません。）

※ 避難所は、変更となる場合があるのでご注意ください。

※ いたばしボローニャ子ども絵本館、旧板橋第四中学校、旧板橋第九小学校については施設機能が維持される場合は、暫定的に避難所として活用しますが、施設の老朽化、あるいは、新たな利用方法が決まり施設機能がなくなり次第、順次避難所としての指定を解除します。

★2つ目の※印は、該当する学校が地図上にある場合のみ記載